

国民健康保険からのお知らせ

人間ドック費用助成の申請を受け付けています

※すでに令和6年度の間人ドック費用助成の申請をした人には、4月下旬ころに受診票をお送りします。

対 次の①～③のすべてに該当する人

① 燕市国民健康保険加入者で、30歳（誕生日が平成7年4月1日以前の人で、令和6年度中に満30歳になる人も対象）～74歳の人

※令和6年度中に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前日までに受診する場合に助成が受けられます。／75歳以上の人は後期高齢者医療の助成対象となる場合があります。詳細は保険年金課 年金医療係（☎0256・77・8133）までお問い合わせください。

② 納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯に属する人または完納が見込まれる世帯に属する人

③ 令和6年度に燕市が実施する健康診査または特定健康診査を受診しない人

※受診日当日に国民健康保険の資格を喪失している人（後期高齢者医療や社会保険などに加入した場合など）は助成対象外。

■実施期間

5月1日(水)～令和7年3月31日(月)

■助成額

1万8,900円を限度額として、費用額の2分の1（脳ドックやオプション検査は全額自己負担）

国民健康保険の保険証をお持ちのうえ、保険年金課で「人間ドック受診申請書」を提出してください。郵送・電子申請もできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。申請後、4月下旬以降に「人間ドック受診票」を送付します。受診日に受診票を検診機関に提出し、助成額を差し引いた差額のみをお支払いください。

※検診機関によっては、全額自己負担後の助成となる場合があります。その場合、4月下旬以降に手続き方法などのご案内を送付します。人間ドック費用についてのページ ▲



■検診機関の受診日予約について

希望した検診機関にご自分で直接予約してください。市から「人間ドック受診票」が届く前でも予約が可能です。

燕市国民健康保険に加入するとき・脱退するとき

就職、退職や住所変更などで保険証が変更になったときは、**14日以内に手続きをしてください**。国民健康保険の加入・脱退手続きは、会社は代行しませんので各自で手続きが必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの	
加入	職場の健康保険を脱退した（職場を退職した場合や、家族の被扶養者でなくなった場合など）	・健康保険資格喪失連絡票などの脱退した日が確認できる書類
	市外から転入した	・転出証明書
脱退	社会保険など他の健康保険に加入した（就職した場合や、家族の被扶養者になった場合など）	・国保の被保険者証 ・新しく加入した保険証（全員分）、または健康保険資格取得連絡票
	市外へ転出する	・国保の被保険者証
その他	修学のため市外へ転出する	・国保の被保険者証 ・在学証明書や学生証の写し（有効期限のわかるもの）など
	住所、世帯主、氏名などが変わった	・国保の被保険者証

上記の「届け出に必要なもの」のほか、次のものをお持ちください

- 届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（世帯主と異動する人の分が必要です）
- 委任状（同一世帯以外の人が行う手続きを代行する場合に必要です）

※新しい保険証が届く前に医療機関を受診する場合、保険証が変わることを医療機関の窓口へ申し出てください。今まで使っていた保険証で受診すると、市が負担した医療費を後日返納していただくことがあります。

※加入手続きが遅れた場合でも、資格を取得した日にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。

※脱退手続きが遅れた場合は、社会保険などに加入した人の分も国民健康保険税が課税され続けます。早めの手続きをお願いします。

■介護保険適用除外の届出について

燕市国民健康保険に加入している40歳～64歳までの人で、介護保険適用除外施設に入所し、一定の要件を満たす場合、届出により国民健康保険税の一部を納付する必要がなくなります。詳しくは下記へご相談ください（適用除外施設を退所した場合は、介護保険適用除外非該当の届け出が必要ですよ）。

弁護士による 無料法律相談会

4月18日(木) 午後1時30分～4時 燕市商工会議所

■相談時間 30分 ※要予約

■開会時間 0256・63・4116

■市民活動への助成金 受付開始(イキイキ まちづくり事業助成金)

公益的な市民活動の活性化を図るため、団体が行う事業費の一部を助成しています。事前相談も受付中です。

■対市へ登録している団体(登録の申請は随時受付) ■申請期間 4月1日(月)～12月20日(金) ※事業の開催時期により申請期間が異なります(開催日の約3カ月前までに申請が必要) ■申請方法 申請書を地域振興課(市役所3階12番窓口)まで持参か郵送

■助成対象 コンサート、講座など ■対象経費 講師への謝金、チラシの印刷費用など

■地域振興課 協働推進係 ☎0256・77・8361

イキイキまちづくり事業助成金のページ ▼

納税は金融機関、スマホアプリ、口座振替などでも納入できます

納税は市内金融機関で納入できます。

固定資産税や国民健康保険税、軽自動車税、市県民税は、コンビニでも納入できるほか、スマホアプリを通じて納入することもできます。また、安心して確実に、便利な口座振替をご利用ください。

スマホアプリで納入するためには、納税通知書に同封のバーコード付き納付書が必要です。詳細は市ホームページをご覧ください。

このほか、収納課(市役所2階1・2番窓口)、燕・分水のサービスコーナーでも納入できます。

■収納課 管理係 ☎0256・77・8155

スマホアプリなどによる納付についてのページ ▼

後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

令和4・5年の保険料率		令和6・7年の保険料率	
均等割額	4万400円	均等割額	4万4,200円
所得割率	7.84%	所得割率	8.61(7.98)% ^{*1}

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度見直しを行っています。今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正により、令和6年度に保険料率の引き上げを行います。

1人当たりの保険料賦課限度額は、66万円から80万円に引き上げとなります。^{*2}

■保険料の決まり方(年額)

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。なお、世帯の状況によって「均等割額」の軽減を受けられる場合があります。

年間保険料額 (限度額73万円) または80万円 ^{*2}	=	均等割額 1人当たり 4万4,200円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等－基礎控除額43万円) ×所得割率8.61(7.98)% ^{*1}
--	---	---------------------------	---	--

※1 所得が一定額以下の人は、令和6年度のみ7.98%

※2 令和6年度は、昭和24年3月31日以前に生まれた人等は73万円、昭和24年4月1日以降に生まれた人等は80万円

■参考：保険料(年額)のめやす【単身世帯、年金収入のみの場合】

年金収入額のみ()内は所得金額	軽減等の状況	令和4・5年度 保険料額	令和6・7年度 保険料額	増額
80万円(0円)	均等割7割軽減	1万2,100円	1万3,200円	1,100円
180万円(60万円)	均等割5割軽減+所得割	4万1,300円	4万5,300円	4,000円
215万円(95万円)	均等割2割軽減+所得割	8万4,800円	8万8,700円	3,900円
300万円(180万円)	均等割(軽減なし)+所得割	15万5,600円	17万700円	1万5,100円

※令和6年度の保険料額と納付方法については、7月中旬に加入者の皆さんにお知らせします。

※保険料を年金から納めている人(特別徴収の人)は、10月以降の特別徴収額から令和6年度の保険料率に基づいて計算された金額となります。

■問合せ

- ◎新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課資格保険料係 ☎025・285・3222
- ◎保険年金課 年金医療係 (1階12番窓口) ☎0256・77・8133